

協議事項1 天童市地域公共交通協議会規約（案）について

1 目的

本市では、市内の公共交通網の課題や交通事業者の役割を整理し、持続可能な地域公共交通網を構築するため、令和9年度を始期とする5か年間の地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定を予定しています。

計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、交通事業者や地域住民、関係機関で組織する協議会を組織し、策定する必要があることから、天童市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）設立のため、規約を制定し所掌事項を定めます。

また、本協議会は既に設置されている道路運送法に基づく天童市地域公共交通会議の機能を兼ね備えた二法協議会とし、天童市地域公共交通会議設置要綱は、協議会規約制定日に廃止します。

2 規約の概要

- (1) 役員として会長、副会長、監事（監査員）を設けます。
- (2) 委員の任期については、行政機関や団体の役職にある期間とします（規約の別表のように人ではなく、組織に紐づく委員となる）。前記以外の場合は、単年度の任期となります。
- (3) 委員の過半数の出席で会議が成立し、議事は出席委員の過半数で議決します。
- (4) 協議会と分科会で構成し、分科会では専門的な調査研究等を行います。
- (5) 協議会で計画作成や事業実施の経費に係る予算及び会計処理を行います。
- (6) 対面開催のみではなく、書面決議も可能とします。
- (7) 事務局規程、財務規程、報酬規程を会長が別に定めます。

3 会長の選任について

天童市地域公共交通協議会規約（案）第4条第3項に基づき、天童市長が指名する者として天童市市民部長を会長として提案します。

4 施行期日について

書面決議日を施行期日とします。

5 規約制定後の予定について

- (1) 計画策定には国土交通省の地域公共交通調査等事業費補助金を活用する予定です。4月上旬の交付申請時の添付書類として、協議会名義の通帳の写しが必要となることから、規約制定後速やかに通帳を作成します。
- (2) 今後の協議会運営に備え、事務局規程、財務規程、報酬規程を策定します。

天童市地域公共交通協議会規約（案）

（目的）

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第6条第1項の規定に基づき、天童市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画に定める事業の実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、市民生活に必要な公共交通等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

（協議会の名称及び事務所）

第2条 この会の名称は、天童市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の事務所は、天童市老野森一丁目1番1号 天童市役所内に置く。

（協議事項）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に定める事業に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (5) 道路運送法第78条第2号に基づく市町村運営有償運送の必要性に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長は、天童市長又はその指名する者をもって充てる。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

（役員の仕事）

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職に

ある期間とする。

- (2) 前号以外の委員については就任の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合はその後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、天童市の公共交通施策を所掌する課に置く。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 5 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、議事については、第3項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 協議会は、専門的な調査研究、協議又は調整のため必要があると認めるときは、分科会を置くことができる。

- 2 分科会が処理する協議事項について、当該分科会があらかじめ協議会から委任を受けた場合に限り、分科会の決議をもって協議会の議決とすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、協議会が決定する。

(関係者の出席等)

第11条 協議会及び分科会は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の関係者（以下「関係者」という。）に対して会議への出席を依頼し、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 協議会の委員及び関係者の報酬に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年3月 日から施行する。

別表（第5条関係）

関係法令条項		委員
地域交通法	運送法施行規則	
地域交通法第6条第2項第1号	運送法施行規則第4条の2第1項第1号	天童市長又はその指名する者
地域交通法第6条第2項第2号	運送法施行規則第4条の2第1項第2号	一般乗合旅客事業者運送事業者
		東日本旅客鉄道株式会社
		一般乗用旅客自動車運送事業者
		山形県バス協会
	山形県ハイヤー協会	
	運送法施行規則第4条の2第1項第5号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
	運送法施行規則第4条の2第2項第1号イ	道路管理者
地域交通法第6条第2項第3号	運送法施行規則第4条の2第2項第1号ロ	天童警察署長又はその指名する者
地域交通法第6条第2項第4号	運送法施行規則第4条の2第1項第4号	東北運輸局山形運輸支局長又はその指名する者
		天童市社会福祉協議会長又はその指名する者
		天童市地域づくり推進委員会会長又はその指名する者
		市民又は利用者
	運送法施行規則第4条の2第2項第2号	学識経験者
		山形県の公共交通施策を所掌する課等の長又はその指名する者
		その他会長が必要と認める者